

## 学校開放利用にあたっての注意事項

学校開放は、学校を支える地域の皆様が生涯スポーツ・学習の場として、学校施設の一部を学校の主たる目的で利用していない時間、利用させていただく制度となります。

そのため、定期的に利用場所をご提供できないことや、制限事項が多くあります。また、貸施設としてご利用いただくものではないため、自主的に利用場所を管理（鍵管理や利用前後の確認や清掃も含む現状復旧など）することが前提となっています。

改めて、その点をご理解いただきながら、ルールを遵守しご利用願います。

### ○利用枠と学校開放管理運営委員会について

- 利用申請は1団体週1回1枠とし、全団体の利用申請後、利用枠に空きがある場合のみ、他団体の了承を得て追加の枠の予約を可能とします。団体同士譲り合いの精神で利用をお願いします。学校施設は公共施設となるため、どの団体にも既得権益はありません。
- 学校開放管理運営委員会（利用調整会議）の参加がない団体への貸出はできません。

### ○自動車での来校禁止について

- 学校敷地内における人身事故、車両の損傷などのトラブルを避けるため、自動車での来校は禁止です。ただし、活動物品の搬入などやむを得ない理由で、事前に学校に許可を得た場合のみ可としますが、活動中の駐停車は禁止（＝駐車場使用禁止）です。

### ○使用物品について

- 使用物品は各自で準備し、使用は、自己管理で行ってください。  
ただし、学校の許可を得た場合に、学校の備品を借用することも可能です。
- 学校に許可を得たものについては、継続して利用させていただく場合であっても、年に一度（4月中）、利用物品と利用方法の確認をお願いします。
- 学校で利用者・団体の私物をお預かりすることはできません。活動時に持ち込み、終了後に持ち帰ることを徹底してください。校庭内に建築物（物置、倉庫等）を設置することもできません。

### ○近隣住民への配慮について

- 施設内で音を出す活動により発生する騒音、施設周辺で時間に関係なく大声で騒ぐ等の近隣住民の生活を脅かす行為は禁止です。学校開放事業は、近隣住民のご理解とご協力のもと成り立っている事業です。騒音等の状況によっては、利用制限が生じる場合があります。

### ○施設・設備等の破損等の場合の原状復旧について

- 学校開放活動中におけるケガ、施設の損害等については、区は責任を負いかねます。施設・設備及び備品を破損・紛失した場合、団体の責任・費用負担で原状復旧をしていただきます。破損・紛失時には速やかにスポーツ振興課（夜間・休日は区役所宿直）へ連絡し指示を仰いでください。

### ○活動場所以外への立ち入り禁止について

- 決められた活動場所以外への立ち入りは禁止です。

## ○利用時間や消毒、片付けについて

- ・ 使用時間の前倒し・超過は認められません。準備・片付け・清掃等・出入りを含め、時間内でご使用いただき、全員が利用時間終了までに退場願います（終了後のミーティングなどを校門周辺などでおこなうこともできません。活動時間に含みます）。
- ・ 原則、利用時間終了の30分前に活動を終了し、使用後は定められた（利用ルールの変更があるまでは消毒も含む）清掃、片付け、消灯を行ってください。

## ○飲食禁止について

- ・ 学校内・付近での水分補給以外の飲食は禁止です。ごみは必ずお持ち帰りください。

## ○喫煙・飲酒

- ・ 学校内・付近での喫煙、飲酒は禁止です。苦情が多く寄せられています。ルールを守るようお願いします。

## ○感染症対策について

- ・ 利用の際は密接・密集を避け、定期的な換気等、十分な感染症対策を行ってください。

## ○スパイクの使用禁止について

- ・ スパイクの使用は禁止です。

## ○人工芝上での水以外の水分補給禁止について)

- ・ 人工芝上では、水以外の水分補給は禁止です。

## ○体育館やグランドへのライン引きについて)

- ・ 体育館、人口芝の校庭共に、事前に学校の許可なくラインを引くことはできません（ラインテープ不可の床あり、卵アレルギーの方への配慮でエッグパウダー不可の場合があり）。

## ○体育館の利用について

- ・ 体育館では、靴底の黒い靴を履くことは禁止です。
- ・ 体育館の清掃方法は、床材の材質により違います。学校の指示に従ってください。
- ・ 材質によっては、利用できない競技があります。

## ○学校行事等による承認取り消しや使用不可期間について

- ・ 学校開放事業は学校施設の有効活用といった前提から成り立っています。学校行事及び工事等の学校都合や、選挙等の優先すべき事情により、承認の取り消し及び使用不可期間が発生する場合があります。

## ○ルール違反による承認の取り消し

- ・ 本注意事項が守られない場合は、当該団体の承認を取り消す場合があります。

足立区生涯学習支援室スポーツ振興課  
足立区教育委員会学校施設管理課